

広島市水道局物品、役務等の契約に係る入札等に関する情報の公表要領

(平成18年11月1日制定・平成29年8月28日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、水道局発注の物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の契約（広島市水道局建設工事等発注見通し及び請負経過公表要領（平成8年4月1日制定）の対象となる契約を除く。）に係る入札等に関する情報を公表するに当たり、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(公表対象とする契約)

第2条 この要領により公表の対象とする契約は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に付する契約
- (2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。）第21条の14第1項第2号から第9号まで（同項第3号及び第4号を除く。）の規定又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号から第3号までの規定による随意契約（契約行為そのものを秘密にする必要があるものを除く。）
- (3) 広島市水道局契約規程（昭和39年広島市水道局規程第8号）第24条の2第1号及び第2号の規定による随意契約のうち、オープンカウンター方式（物品の買入れ又は製造の請負の発注について、広島市競争入札参加資格者名簿に登録されている市内業者を対象として、事前に調達案件に係る見積もり依頼の内容等を公表し、特定の日時において任意に見積書を提出させて、競争の上で最低価格者を決定する契約方法）によるもので、電子入札システムを使用するもの

(公表の方法)

第3条 この要領により公表する入札等に関する情報の公表方法は、広島市水道局ホームページ（広島市調達情報公開システムを含む。以下同じ。）への掲載によるものとする。ただし、広島市水道局ホームページへの掲載ができないものについては、簿冊等による閲覧とする。

(公表の内容等)

第4条 公表の内容及び期間は、簿冊等による場合にあつては別表1のとおりとし、広島市水道局ホームページによる場合にあつては別表2のとおりとする。

- 2 第2条各号に掲げる契約に係る入札の執行又は見積書の徴取の結果調書（入札調書、見積調書その他これらに類する調書をいい、広島市調達情報公開システムの結果詳細において表示されるものを含む。以下「入札調書等」という。）には、別表3により必要な事項を表示するものとする。

(閲覧の場所及び方法)

第5条 第3条ただし書の規定により簿冊等の閲覧を行う場所は、財務課とする。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるもののほか、入札等に関する情報の公表に当たり必要となる事項については、財務担当部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成18年11月1日から施行し、同日以後に契約の申込みの誘引を行う契約について適用する。
(広島市水道局製造の請負並びに物品の売買、借入及び修繕並びに委託業務に係る入札結果等の公表実施要領の廃止等)
- 2 広島市水道局製造の請負並びに物品の売買、借入及び修繕並びに委託業務に係る入札結果等の公表実施要領（平成8年7月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要領の施行前に契約の申込みの誘引を行った契約に係る入札結果等の公表については、前項の規定による廃止前の広島市水道局製造の請負並びに物品の売買、借入及び修繕並びに委託業務に係る入札結果等の公表実施要領（平成8年7月1日施行）は、なお効力を有する。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この要領は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に契約の申込みの誘引を行う契約について適用する。

附 則

(施行期日等)

この要領は、平成21年6月1日から施行し、同日以後において締結する契約について適用する。

附 則

(施行期日等)

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以後において締結する契約について適用する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 改正後の広島市水道局物品、役務等の契約に係る入札等に関する情報の公表要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成25年4月1日以後の入札案件について適用し、施行日前に契約の申込みの誘引を行った入札案件及び施行日以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成25年3月31日以前の入札案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年8月28日から施行する。

別表1（帳簿等による閲覧を行うもの）（第4条関係）

公表対象		公表事項	公表期間	公表方法
競争入札及び随意契約（以下「競争入札等」という。）を行う前の公表（以下「事前公表」という。）	指名競争入札に付するもの	① 品名、件名又は業務名 ② 入札予定日時	指名業者に対して指名通知を行い、速やかに閲覧に供することのできる状態にした時から契約締結の日まで	原則として、指名競争入札に付する前の入札調書の写しを閲覧に供する。
	第2条第2号の随意契約を締結するもの	① 品名、件名又は業務名 ② 見積書の徴取予定日時	業者に対して見積書の徴取の通知を行い、速やかに閲覧に供することのできる状態にした時から契約締結の日まで	原則として、見積書を徴取する前の見積調書の写しを閲覧に供する。
競争入札等を行った後の公表（以下「結果公表」という。）	競争入札に付したもの（施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）を締結した場合を含む。）	① 品名、件名又は業務名 ② 入札業者名及び入札金額 ③ 落札業者名及び落札金額（不落随契の場合は、決定業者名及び決定金額） ④ 入札日時	契約締結後、速やかに閲覧に供することのできる状態にした時からその日の属する年度の翌年度の末日まで。 ただし、再度公告入札又は再度通知入札（以下「再度公告入札等」という。）を行う場合における初度の競争入札に係る結果公表については、当該初度の競争入札を行った日の翌日から再度公告入札等を行う日までとする。	原則として、入札執行を担当した課等の長が押印する前の入札調書の写しを閲覧に供する。
	第2条第2号の随意契約を締結したもの	① 品名、件名又は業務名 ② 見積業者名 ③ 見積金額及び決定金額 ④ 見積書の徴取日時 ⑤ 随意契約によることとした理由		原則として、見積書を徴取した課等の長が押印する前の見積調書の写し等を閲覧に供する。

（注） 別表1は、広島市水道局ホームページにおいて入札等に関する情報を公表することができない契約について適用するものとする。

別表2（広島市水道局ホームページへの掲載を行うもの）（第4条関係）

公表対象		公表事項	公表期間	備考
競争入札等の事前公表	一般競争入札に付するもの	① 契約担当課 ② 件名又は業務名 ③ 公告日 ④ 納入場所又は履行場所 ⑤ 納期、契約期間又は履行期間 ⑥ 予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額） ⑦ 調達概要又は業務概要 ⑧ 業種 ⑨ 紙・電子区分 ⑩ 入札方式 ⑪ 入札書受付期間 ⑫ 入札予定日時（電子入札にあっては、開札予定日時） ⑬ 入札公告 ⑭ その他契約担当課長が別途定めるもの	入札公告を行った日から同日の属する年度の翌年度末まで	⑥については、広島市水道局物品売買等に係る予定価格等公表実施要領（以下「予定価格等公表要領」という。）に基づき、予定価格を事前公表するものに限る。
	指名競争入札に付するもの	① 契約担当課 ② 件名又は業務名 ③ 指名通知をした日 ④ 納入場所又は履行場所 ⑤ 納期、契約期間又は履行期間 ⑥ 調達概要又は業務概要 ⑦ 業種 ⑧ 紙・電子区分 ⑨ 入札方式 ⑩ 入札予定日時（電子入札にあっては開札予定日時） ⑪ その他契約担当課長が別途定めるもの	指名業者に対して指名通知を行った日から同日の属する年度の翌年度末まで	

公表対象	公表事項	公表期間	備考
競争入札等の事前公表	第2条第2号の随意契約を締結するもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 契約担当課 ② 件名又は業務名 ③ 見積り依頼日 ④ 納入場所又は履行場所 ⑤ 納期、契約期間又は履行期間 ⑥ 調達概要又は業務概要 ⑦ 業種 ⑧ 紙・電子区分 ⑨ 入札方式 ⑩ 見積書の徴取予定日時 ⑪ その他契約担当課長が別途定めるもの 	<p>業者に見積書の徴取の通知を行い、速やかに閲覧に供することのできる状態にした時からその日の属する年度の翌年度末まで</p>
競争入札等の事前公表	第2条第3号の随意契約を締結するもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 契約担当課 ② 件名 ③ 見積り依頼日 ④ 納入場所 ⑤ 納期 ⑥ 調達概要 ⑦ 業種 ⑧ 紙・電子区分 ⑨ 入札方式 ⑩ 見積書受付期間 ⑪ 見積書の徴取予定日時（電子入札にあっては見積合わせ実施予定日時） ⑫ その他契約担当課長が別途定めるもの 	<p>業者に見積書の徴取の通知を行い、速やかに閲覧に供することのできる状態にした時からその日の属する年度の翌年度末まで</p>

公表対象	公表事項	公表期間	備考
競争入札に付したものの(不落随契を締結した場合を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ① 契約担当課 ② 件名又は業務名 ③ 納入場所又は履行場所 ④ 入札方式 ⑤ 調達概要又は業務概要 ⑥ 予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額) ⑦ 調査基準価格又は最低制限価格(消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額) ⑧ 業種 ⑨ 納期、契約期間又は履行期間 ⑩ 紙・電子区分 ⑪ 開札日時 ⑫ 落札状況 ⑬ 落札業者名及び落札金額(不落随契の場合は、決定業者名及び決定金額) ⑭ 入札業者名及び入札金額 ⑮ その他契約担当課長が別途定めるもの 	<p>開札の結果決定後、速やかに公表し、その時からその日の属する年度の翌年度末日まで。</p> <p>ただし、再度公告入札等を行った場合における初度の競争入札に係る結果公表については、当該初度の競争入札を行った日の翌日から再度公告入札等を行う日までとする。</p>	<p>⑥ については、予定価格等公表要領に基づき、予定価格を事前公表又は事後公表するものに限る。ただし、契約の相手方が決定しなかった場合は公表しないものとする。</p> <p>⑦ については、予定価格等公表要領に基づき、調査基準価格又は最低制限価格を事後公表するものに限る。ただし、契約の相手方が決定しなかった場合は公表しないものとする。</p>
競争入札等の結果公表	<ul style="list-style-type: none"> ① 契約担当課 ② 件名又は業務名 ③ 納入場所又は履行場所 ④ 入札方式 ⑤ 調達概要又は業務概要 ⑥ 業種 ⑦ 納期、契約期間又は履行期間 ⑧ 紙・電子区分 ⑨ 見積書の徴取日時 ⑩ 決定状況 ⑪ 決定業者名及び決定金額 ⑫ 見積業者名及び見積金額 ⑬ 随意契約によることとした理由 ⑭ その他契約担当課長が別途定めるもの 	<p>見積り合わせの結果決定後、速やかに公表し、その時から見積り合わせの実施日の属する年度の翌年度末日まで</p>	
競争入札等	第2条第2号の随意契約を締結したもの		

公表対象	公表事項	公表期間	備考
競争入札等の結果公表	第2条第3号の随意契約を締結したもの	① 契約担当課 ② 件名 ③ 納入場所 ④ 入札方式 ⑤ 調達概要 ⑥ 業種 ⑦ 納期 ⑧ 紙・電子区分 ⑨ 見積書の徴取日時 (電子入札においては 見積り合わせ実施日 時) ⑩ 決定状況 ⑪ 決定業者名及び決定 金額 ⑫ 見積業者名及び見積 金額 ⑬ その他契約担当課長 が別途定めるもの	見積り合わせの結果 決定後、速やかに公 表し、その時から見積 り合わせの実施日の 属する年度の翌年度 末まで

(注) 別表2は、広島市水道局ホームページにおいて入札等に関する情報を公表することができる契約(契約事務システムを使用する契約等)について適用するものとする。

別表3（第4条関係）

区 分	記載事項	記載位置
(1) 契約の相手方が決定した場合（次号、第3号、第8号及び第9号の場合を除く。）	決定	決定金額の右横又は上
(2) くじにより落札者を決定した場合	決定くじ	決定金額の右横又は上
(3) 競争入札に付したものの落札者がなかったため、当該競争入札の執行を打ち切り、施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約の相手方を決定した場合	不落随契（見積金額も記入すること。）	随意契約の相手方の見積金額の上
(4) 契約の相手方が決定しなかった場合	打ち切り	最低価格の入札金額の右横又は上
(5) 入札又は見積りが無効の場合	無効	入札金額又は見積金額の記載欄
(6) 入札又は見積りを辞退する旨を表明した場合（辞退届を提出した場合を含む。）	辞退	入札金額又は見積金額の記載欄
(7) 入札又は見積りを辞退する旨を表明することなく、当該入札又は見積りを行わなかった場合	不参加	入札金額又は見積金額の記載欄
(8) 低入札価格調査の結果に基づき、契約の相手方を決定した場合（次号の場合を除く。）	決定低入	決定金額の右横又は上
(9) 同価格のため、くじ引きにより低入札価格調査を行う順番を決定し、低入札価格調査の結果に基づき、契約の相手方を決定した場合	決定低入くじ	決定金額の右横又は上
(10) 低入札価格調査の結果に基づき、契約の相手方としなかった場合	不落低入	当該金額の右横又は上
(11) 落札者を決定するまでの間に、入札参加資格を喪失した場合（一般競争入札参加資格確認申請書又は入札参加資格の確認に必要な書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合を含む。）	資格喪失	入札金額又は見積金額の記載欄

備考1 広島市契約事務システムを使用して入札調書等を作成又は表示する場合における記載位置については、当該システム（広島市調達情報公開システムを含む。）により印字又は表示される位置とする。

2 低入札価格調査の結果、落札者としなかった者がある場合には、その理由を入札調書に記載し、又は当該理由を記載した書面を添付するものとする。

3 入札の執行又は見積書の徴取を所管する課長は、第1号から第4号まで、第8号及び第9号に該当する場合は、その入札調書又は見積書の上記表による記載事項の右横に押印するものとする。